



国土交通省



九州地方整備局 宮崎河川国道事務所

平成 24 年 1 月 26 日

記者発表資料

建設発生土の受入地を募集します

国土交通省宮崎河川国道事務所が進めている東九州自動車道（清武～日南）の工事では、トンネルの掘削などに伴い土（建設発生土）が発生します。

工事の効率化やコスト縮減等を考慮した事業を推進するとともに、建設発生土の有効活用を図るため、窪地の埋立てや低地の嵩上げ等をお考えの方の土地への受け入れを募集します。（別添資料）

※宮崎河川国道事務所のホームページにも掲載しています。

■ 1次募集期間

平成24年2月1日（水）～2月14日（火）

※1次募集終了後も建設発生土が残っている場合は、引き続き受付・選考をします。

また、建設発生土がなくなり次第、受付を終了します。

■ 対象地域

- ①宮崎市内南部地域（空港～青島・鏡洲、清武町、田野町、大塚、生目ほか）
- ②日南市内

■ 別添資料

- ①東九州自動車道建設（清武～日南）に伴う建設発生土の受入地募集についての説明資料

問い合わせ先

国土交通省 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所

TEL 0985-24-8221（代表）

技術副所長 横山 陽一

東九州自動車道（清武～日南）建設に伴う建設発生土の受入地募集

1. 募集の趣旨

現在、国土交通省 宮崎河川国道事務所では東九州自動車道（清武～日南）の建設事業を推進しており、トンネル・橋梁・掘削・盛土工事等を実施しています。

東九州自動車道は、北九州市を起点に大分県、宮崎県を経て鹿児島市に至る延長436kmの高速自動車国道です。このうちの清武～日南間については、宮崎市、日南市を通過する延長約28kmの区間です。

清武～日南間が整備されると宮崎南部地域と北部地域が高規格幹線道路ネットワークで結ばれ、地域のさらなる発展や輸送コストの向上等の効果が見込まれており、地域からは早期完成が望まれています。

現在、工事を進めています。工事による建設発生土が発生するため、道路内の工事での活用、他の公共事業への活用を行っていますが、工事の効率化・コスト縮減等を考慮した事業推進を行いたいと考えています。

つきましては、工事の円滑な実施・コスト縮減を図るため、窪地の埋立や低地のかさ上げ等を目的に埋立（盛土）をお考えの方の所有地を受入地として、工事による発生土の有効利用を図りたいと考えています。

2. 応募要件

(1) 応募できる方

平成24年4月頃～平成26年3月の間で埋立等の土地造成を予定している

①宮崎市南部地域（宮崎空港～青島、鏡洲、清武町、田野町、大塚、生目ほか）及び②日南市内に土地を所有或いは貸借されている方。（ただし、貸借の場合は、所有者の同意が必要です）

(2) 土地の要件

○宮崎市南部地域（宮崎空港～青島、鏡洲、清武町、田野町、大塚、生目ほか）または日南市内に所在する土地（東九州自動車道の各工事現場から運搬距離約20km以内を想定）

○埋立（盛土）土量が約1万立方メートル以上を対象
（10tダンプトラック約2千台分相当）

○大型ダンプトラック（10t車）で土砂（30cm程度の岩砕含む）の搬入ができること。

○法律、関係条例上、埋立（盛土）等を行うことが可能な土地であり、関係手続きが完了或いは近々に手続き完了見込であること。

3. 応募期間及び必要書類

(1) 1次応募期間 平成24年2月1日（火）～平成24年2月14日（火）

※ 1次応募終了後も建設発生土が残っている場合は、受付・選考をしますが、

建設発生土がなくなった時点で受付を完了します。

- (2) 必要書類 ○建設発生土受入申込用紙 申込用紙 → [こちらをクリック](#)
○土地所有者の同意書（借地の場合）
○埋立等の許可証の写し
○埋立位置を示した地図

4. 応募窓口

◆宮崎市内の応募窓口

国土交通省 宮崎河川国道事務所 工務第三課
〒880-8523 宮崎市大工二丁目39番地
TEL 0985-24-8503（直通）
FAX 0987-24-8258

◆日南市内の応募窓口

日南市役所 建設部 建設課 東九州自動車道建設対策室
〒887-8585 宮崎県日南市中央通一丁目1番地
TEL 0987-31-1138
FAX 0987-31-1191

5. 応募後の確認等

応募頂いた土地については、現地立会及びヒアリングにて、運搬距離、土地の形状、周辺の状況、関係法令等について調査・確認を行い埋立（盛土）に適した土地と認められれば候補地となり、当事務所にて選考させていただきます。

また、その結果は平成24年2月下旬頃までに応募者へ通知する予定です。

6. その他留意事項

- 建設発生土の搬入（運搬）にかかる費用は無料です。
- 候補地確定後、他の公共事業より建設発生土搬入の要請があった場合、公共事業への搬入を優先するため、申し込み時の搬入量を保証することはできません。
- 搬入路を確保する際、用地買収及び借地契約等が必要な場合は申し込み者にて行ってください。
- 建設発生土搬入完了後の管理については、土地所有者の責任において行って頂きます。
- 搬入した土砂を営利目的に使用したり、他の箇所へ搬出することはできません。
- 搬入に関しては、多数のダンプトラックが走行することになりますので、苦情等が発生しないように事前に周辺住民等への周知と協力をお願いしていただきます。
- 不正な利益（暴力団等の資金獲得活動等）を得る目的で、発生土の利用を行う行為は固く禁止しています。

7. 問い合わせ先

国土交通省 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所 工務第三課

〒880-8523 宮崎市大工2丁目39番地

TEL 0985-24-8503 (直通)

FAX 0985-24-8258

担当 工務第三課 下村、重黒木

(内線410、414)

<http://www.qsr.mlit.go.jp/miyazaki/> (ホームページも併せてご覧ください)